

京都市消防局訓令甲第1号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

平成29年6月5日

京都市消防局長 荒木 俊晴

本則の表1の項中「，理事」を「及び理事」に，同表2の項中「，署長」を「及び署長」に，同表3の項中「課長，」を「課長，センター長，隊長，」に，「，担当課長」を「及び担当課長」に，同表4の項中「，担当課長補佐」を「及び担当課長補佐」に，同表5の項中「，担当係長」を「及び担当係長」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)